

岬町告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、岬町財務規則（平成5年岬町規則第20号）第49条第2項の規定により告示する。

令和7年3月17日

岬町長 田代 堯

記

1. 指定納付受託者の名称及び所在地

PayPay 株式会社 東京都千代田区紀尾井町1番3号

2. 納付させる歳入

町府民税及び森林環境税・固定資産税・軽自動車税（種別割）・国民健康保険料
後期高齢者医療保険料・介護保険料

3. 歳入を納付させる期間

令和7年4月1日から